

第 6 章 竜王町再犯防止推進計画

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

全国的に刑法犯者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人の支援が必要な人がいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続きの中だけでなく、刑事司法手続きを離れた後も継続的に社会復帰を支援することが必要となります。

犯罪をした人が孤立することのないよう、関係機関・団体との連携を強化するとともに、関連計画と連携を図ります。

以上の再犯防止施策を推進していくことを目的として、「竜王町再犯防止推進計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけと期間

「竜王町再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わりの深い計画として本計画に包含する形で策定しています。

具体的には、社会福祉法第107条第1項関係の中で、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方が記載されていることが挙げられます。

「竜王町再犯防止推進計画」の計画期間は、本計画と同様に令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

(3) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」のことを指しています。

(4) 再犯防止推進計画と地域福祉計画の関係性

令和元年（2019年）の受刑者のうち、知的障がいの疑いのある者が20.1%、高齢者が12.9%を占めています。また、地域生活定着センターや福祉分野の支援により、刑事施設の再入所率が下がることも明らかになっています。

以上のことを踏まえると、福祉的な制度や関わりが、出所後の再犯への防止をはじめ、犯罪に手を染めない予防的な効果につながると考えられます。

また、地域福祉計画の中で位置づけている孤立、貧困等への対策が、再犯防止のアプローチと重なる部分も多くあるため、本町は両計画を一体的に推進していくこととします。

2. 現状と課題

- 再犯防止を推進する部署が法務・福祉・教育等の多岐にわたるため、それぞれの既存の分野を超えた連携が必要となってきます。
- 本町では、再犯者に該当する人が少ないため、福祉関係者の多くが犯罪に手を染める経過や原因を知らない状況にあります。

3. 今後の取組

ア. 取組の方向性

① 関係機関の連携強化

保護司、生活困窮業務担当者が定期的に情報交換を行う機会を設け、福祉分野と法務分野の関係機関の連携強化を図ります。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	—	・保護司と生活困窮業務担当者との情報交換会の開催 ・学校、保護司、行政の情報交換会の開催

② 生きづらさを抱える人たちへの支援の推進 <一部再掲>

経済的な困窮や孤立等を抱えた人に対し、経済的、精神的なサポートが提供できる体制の構築を図り、犯罪への抑止に努めます。

関連事業・取組	社会福祉協議会	行政
	・フードドライブ事業の実施 ・支援を必要としている子どもを気にかけた子ども食堂の実施の支援	・生活困窮担当及び障がい福祉担当の情報交換会の開催

イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
保護司と生活困窮業務担当者の情報交換会（回）	なし	2	2	2	2	2